

## 道州制特別区域基本方針の一部変更について【変更概要】

### 1 政府が講ずべき措置の期間延長

計画期間満了時の評価・制度の検討を踏まえ、計画期間については、「平成19年度～令和7年度」に延長するため、該当部分を変更（本文の3（2））。

### 2 その他

- ・ 措置の進捗を踏まえた追加・変更（別表2の2、5、6、7、8、11、12、13、15、別表3の1、3、5、15）。
- ・ その他法律の改正等に伴う所要の変更（別表1の2、6、7）。